

質問書

	(ふりがな)	
	事業者名	
	(ふりがな)	
	所属職名・氏名	
	連絡先	
質問事項	◆項目：設計についてと近隣反対について	
	◆内容	
	①保育室の配置計画について 縦割り保育を行う場合、保育室を1部屋で合同保育という考え方をしてもよろしいでしょうか。 ※例えば1、2歳児室を1部屋で保育を行う 3～5歳児室を1部屋で縦割り保育を行うなど	
	②保育室の有効面積の考え方について 可動式の園児用ロッカーなどの面積は、保育室の有効面積内に含めてもよろしいでしょうか。 それとも可動式のロッカー類も有効面積とは別に、面積確保をする必要がありますでしょうか。	
	③公募申請時に平面図等を提出致しますが、事業決定後に保育室等のレイアウトを変更する事は可能でしょうか。 ・保育室の面積を変えずに、レイアウトの一部変更等 ・部分的な微調整に伴う、一部変更等	
	④事業決定後に近隣住民反対により、計画の遂行が出来ないと判断された場合は、次点の法人にスライドされることとなりますか。	
回答	①施設として「福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」第44条の設置基準を満たしていれば、質問のとおりの方で問題ありません。 ②ロッカー類が占める面積は、有効面積から除く必要がありますので、ロッカー類を除いて有効面積を計上してください。 ③各部屋の面積が変わるといった工事自体に変更が生じるものには応じられませんが、軽微なレイアウト変更については個別に相談ください。 ④近隣住民の反対により、公募要領7(4)のウに該当するものと市が判断した場合は、その決定を取消し、最低水準を満たした次点の事業者を改めて設置運営事業者と決定することがあります。	

【質疑受付期限】

令和5年6月26日(月)

【回答方法等】

糸島市のホームページに質問者名等を伏せた状態で回答書を掲載し、周知します。